



岡三のDCプラン [個人型] へのご加入にあたって

(平成 24 年 5 月 1 日改訂)

運営管理機関：岡三証券株式会社

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。※岡三証券は確定拠出年金（DC）の運営管理機関です（登録番号667）。

用語の説明

当パンフレット内で使われている用語の説明集です。

お読みになっていて分からない言葉が出てきましたら、このページをご覧ください。

用語	説明
加入者	掛金を拠出する（毎月掛ける）者のこと
運用指図者	掛金の拠出は行わず、資産の運用のみ行う者のこと
個人別管理資産	各人の年金資産のことで、資産の内訳は、掛金+運用損益
第3号被保険者	サラリーマン、公務員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者のこと
移換	資産を移したり、持ち込んだりすること
預け替え	現在選択している運用商品を売却し、新たに他の運用商品を購入すること
運用割合変更	月々の掛金で購入する商品の割合を変更すること
企業型年金	企業型確定拠出年金のこと
個人型年金	個人型確定拠出年金のこと
企業年金	確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金等のこと

年金制度における確定拠出年金の位置付け

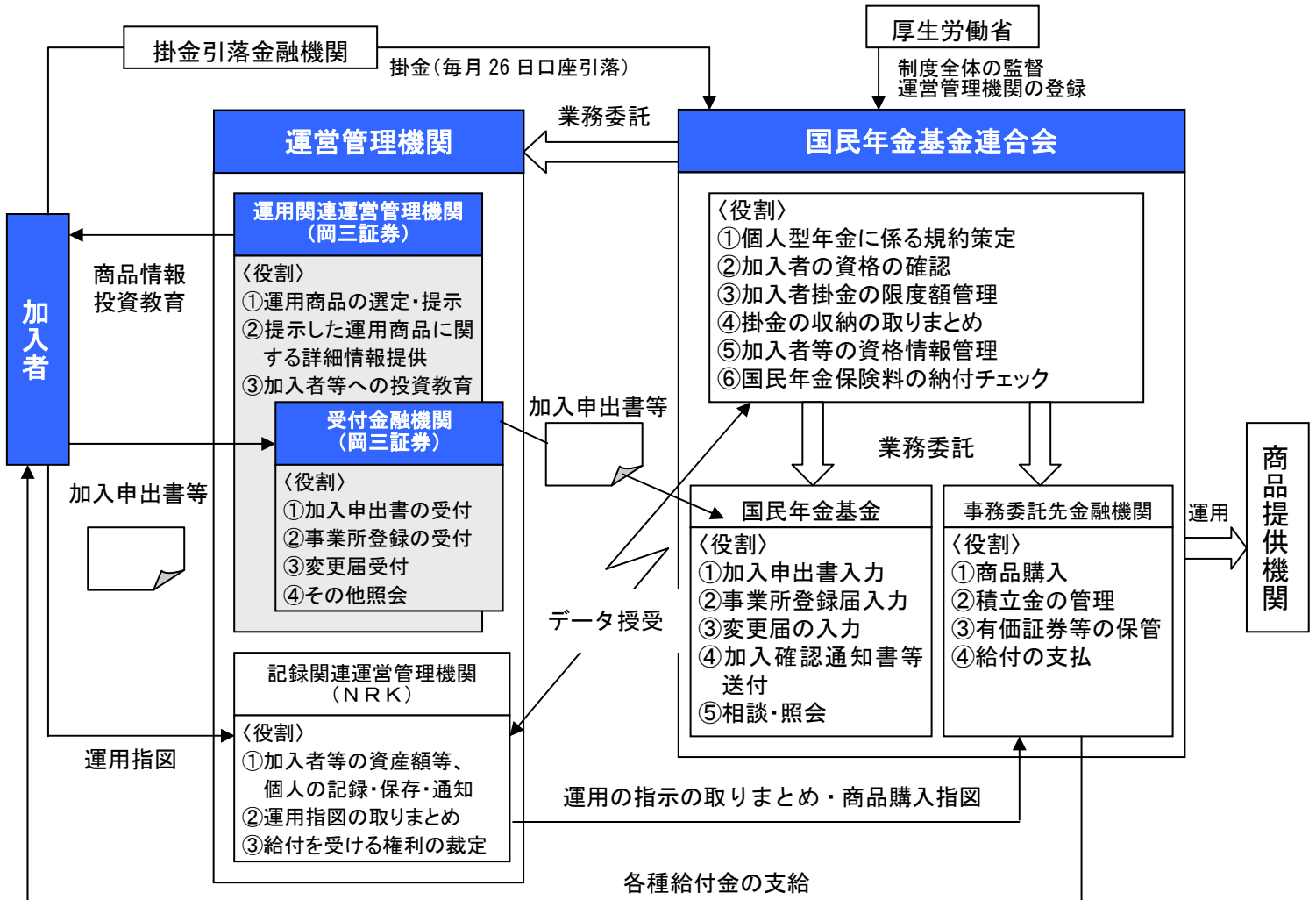
確定拠出年金加入対象者					
個人型対象者			企業型対象者		
自営業者等	民間の従業員 (企業年金なしかつ企業型なし)	民間の従業員 (企業年金なし)	民間の従業員 (企業年金あり)	公務員	専業主婦

階部分	一般貯蓄、財形年金、自社株などの自助努力貯蓄				
3階部分	拠出限度額 月額 68,000 円 国民年金 基金	拠出限度額 月額 23,000 円 厚生年金保険	拠出限度額 月額 51,000 円 厚生年金保険	拠出限度額 月額 25,500 円 企業年金 厚生年金保険	共済年金
2階部分	国民年金基金	厚生年金保険	厚生年金保険	厚生年金保険	共済年金
1階部分	国民年金				

※公務員、サラリーマンの被扶養配偶者の方は確定拠出年金制度の加入対象外です。

確定拠出年金制度における弊社の役割

弊社は運用関連運営管理機関と受付金融機関の役割を担います。



確定拠出年金[個人型]の特徴

拠 出

加入者の皆様が拠出限度額の範囲内で、ご自分で毎月の掛金を決めて拠出します。

運 用

ご自分の年金資産の運用方法は、お客様ご自身が決めます。

ポータビリティ

離転職した場合、ご自分の年金資産を持ち運ぶことができます。

税制優遇

拠出段階、運用段階、給付段階で税制上の優遇措置があります。

給 付

原則 60 歳から老齢給付金を受け取ることができます。

★ご注意すべき点

- 運用リスクは加入者本人が負うこととなります。
- 事務費などの手数料は加入者本人が負担します。
- 運用の成果次第で年金額が変動します（年金額が事前に確定していません）。
- 年金資産を途中で引き出すことはできません。

確定拠出年金（個人型）のしくみ

① 加入資格について

○ 加入できる方

日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生などの国民年金の第 1 号被保険者

※ただし、次の方は加入できません。

- ・ 農業者年金の被保険者の方
- ・ 国民年金の保険料を免除されている方（障害基礎年金を受給している方等は除きます）

60 歳未満の厚生年金保険の被保険者（国民年金の第 2 号被保険者）

※ただし、次の方は加入できません。

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金等がある企業に勤めその対象となっている方
- ・ 企業型年金を実施する企業に勤めその対象となっている方
- ・ 公務員、私立学校教職員などの共済組合に加入している方

なお、厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方（国民年金の第 3 号被保険者）についても確定拠出年金（個人型）に加入できません。

○ 資格喪失などについて

加入者は、上記の加入資格を喪失した場合のほか、次の場合には加入者資格を喪失し、運用指図者（掛金の拠出は行わず、資産の運用のみを行う）になります。

- (イ) 60 歳に達したとき
- (ロ) 国民年金の被保険者資格を喪失したとき
- (ハ) 国民年金の第 3 号被保険者となったとき
- (ニ) 国民年金基金連合会に申し出て運用指図者となったとき
- (ホ) 国民年金の保険料の免除を受けることとなったとき
- (ヘ) 農業者年金の被保険者となったとき
- (ト) 共済組合等の組合員または加入員となったとき
- (チ) 厚生年金基金、確定給付企業年金等の加入者となったとき
- (リ) 企業型年金の加入者となったとき

- ・ 運用指図者は、個人資産がなくなったときは、運用指図者の資格を喪失します。
- ・ 加入者および運用指図者が死亡したときは、資格を喪失します。
- ・ 加入者が企業型年金のある事業所に就職または転職したときは、企業型年金に個人別管理資産（積立金）を移換します。

- ・確定拠出年金制度は、あくまでも年金であり貯蓄とは異なります。したがって、一般の貯蓄のように加入者の方の都合によって、掛金の払込を中断したり、掛金をまとめて支払ったりすることはできません。
- ・ただし、掛金を拠出しないで運用の指図だけをする立場（運用指図者）になることは認められています。

② 掛金について

○ 掛金について

【掛金の限度額（月額）】

国民年金の第1号被保険者……68,000円

※国民年金基金に加入している場合、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それぞれの掛金または保険料と合わせて68,000円が限度額です。

国民年金の第2号被保険者……23,000円

【掛金額】

5,000円以上1,000円単位で任意に設定できます。

【掛金納付方法】

口座振替により掛金を納付することになります。

企業の従業員の場合（国民年金の第2号被保険者）、①給与天引（事業主が指定した口座から口座振替。「**事業主払込**」といいます。）または、②本人名義の預金口座から口座振替（「**個人払込**」といいます。）のいずれかの方法で掛金を納付することになります。

また、前納・追納という制度はありませんので、口座振替日に掛金を納付できない場合、未納扱いとなります。

【掛金の変更について】

掛金の額は、毎年4月分（5月引落とし）から3月分（4月引落とし）までの間で1回のみ変更することができます。

【国民年金との関係】

国民年金の保険料を納付しないと掛金を納めることはできません。

国民年金の保険料が未納の場合、掛金相当額が還付され、すでに所得控除を受けている場合には確定申告の修正申告をしなければなりません。

なお、掛金相当額の還付には手数料がかかりますのでご注意ください。

③ 掛金の運用について

- ・自己責任で運用商品を選択することになります。
- ・運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて運用商品を選択します。
- ・運用の指図は加入者等が記録関連運営管理機関に行い、積立金の管理は事務委託先金融機関が行います。

④ 受給について

○ 受給方法

- ・給付の種類は、**老齢給付金**、**障害給付金**、**死亡一時金**、**脱退一時金**の4種類です。
 - ・老齢給付金、障害給付金は5年～20年の有期年金として支給されます。
- ※詳しくは「11～12ページ その他留意事項」をご参照ください。

【老齢給付金】

60歳以降に加入者が請求を行い受給します。(70歳までに受給の請求をしなければなりません)

■老齢給付金の受給要件

原則60歳から受給できますが、60歳時点での通算加入期間(運用指図者期間も含む)が10年を経過していない場合は、次の年齢で受給することができます。

8年以上経過	→ 61歳から受給可能
6年以上経過	→ 62歳から受給可能
4年以上経過	→ 63歳から受給可能
2年以上経過	→ 64歳から受給可能
1年以上経過	→ 65歳から受給可能

【障害給付金】

60歳になる前に、傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間(1年6ヶ月)を経過してから請求により受給します。

【死亡一時金】

加入者が死亡したときに、遺族が一時金として受け取ることができます。また、年金を受給中に持分を残して死亡した場合も、遺族が残高を受け取ることができます。

【脱退一時金】

加入者であった方が、専業主婦になるなど制度に加入し得ない状況になり、過去の拠出年数が3年以下である場合、または同様の状況下において拠出期間が3年超であっても年金資産が50万円以下の場合には脱退一時金を受け取ることができます。

⑤ 税金について

○ 掛金の税金について

支払われた掛金については**全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象**となり、所得税、住民税が軽減されます。

毎年11月に、その年の1月から12月までに支払った掛金について国民年金基金連合会が控除証明書を発行し送付いたしますので、確定申告や年末調整で所得控除を受けるときに添付してください。(事業主払込の場合は発行されません。)

なお、掛金が給与等から天引される場合には、源泉徴収額の計算にあたって社会保険料と個人型年金掛金の合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとみなして計算することとなっております。

○ 運用時の税金について

積立金に特別法人税等が課税されますが、平成25年度まで課税停止となっております。

○ 受給時の税金について

・老齢給付金

年金…公的年金等の雑所得となります(但し、公的年金等控除が適用されます)。

一時金…退職所得となります(但し、退職所得控除が適用されます)。

・障害給付金…非課税です。

・死亡一時金…みなし相続財産として相続税がかかります。

・脱退一時金…一時所得となります(但し、50万円の控除が適用されます)。

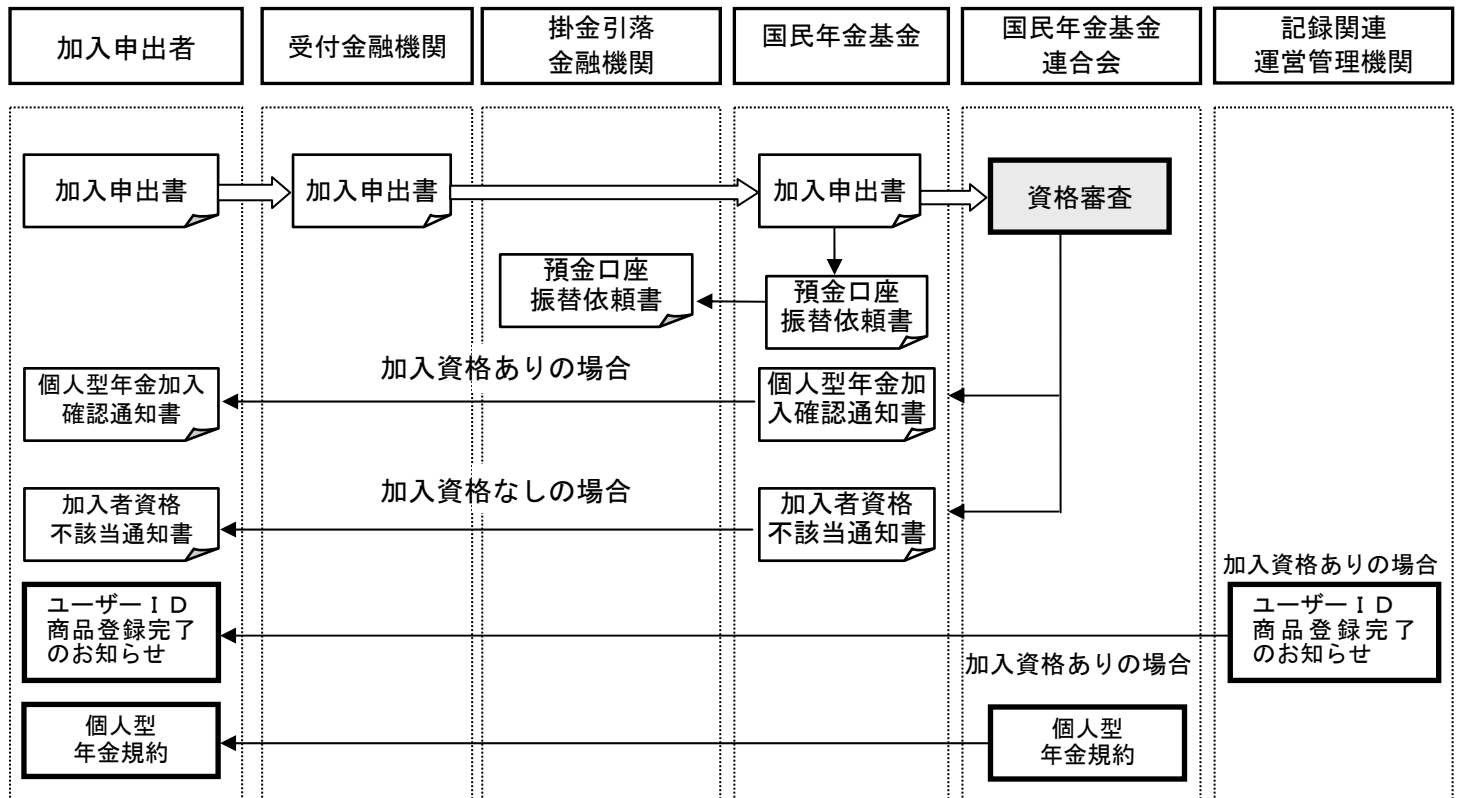
〈参考〉社会保険料控除と小規模企業共済等掛金控除の違いについて

社会保険料控除は、世帯主などが生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にも所得控除が受けることができるのに対して、小規模企業共済等掛金控除は、加入者本人の掛金しか控除できません。

⑥ 年金資産の移換について

個人型年金加入者が企業型年金のある会社に勤めることとなった場合や企業型年金加入者がその企業を退職して個人型年金の加入者となる場合、年金資産(個人別管理資産)は一旦**現金化**された後、移換されることとなります。また、運営管理機関を変更する場合も同様です。

加入手続の流れ



■個人型年金に関係する各機関の役割

機 関	役 割
受付金融機関 (岡三証券)	加入者等から各種届を受付け、国民年金基金連合会へ送付する機関です。 次のような業務を行います。 ・加入申出書、事業所登録申請書の受付 ・各種諸変更届の受付
運用関連運営管理機関 (岡三証券)	確定拠出年金において、以下の運用関連業務を行う運営管理機関のことで。す。 ・運用商品の選定、及び加入者等への提示 ・商品の運用に関する情報の提供
掛金引落金融機関	加入者、または登録事業所からの掛金を引落す口座を管理する機関です。
国民年金基金	指定団体である国民年金基金連合会より委託を受けて業務を行う機関です。 次のような業務を行います。 ・加入申出書、事業所登録申請書等の登録 ・各種諸変更情報の登録 ・加入確認通知書の加入者への送付
国民年金基金連合会	個人型年金を実施するため法律で指定された組織です。 主に以下の役割を担っています。 ・個人型年金における規約の策定 ・個人型年金加入者の資格の確認に係る業務 ・個人型年金加入者掛金の限度額の管理に係る業務 ・毎月の個人型加入者掛金の収納 ・加入者等の資格情報の管理
記録関連運営管理機関 (日本レコード・キーピング・ネットワーク)	確定拠出年金において、以下の記録関連業務を行う運営管理機関のことで。す。 ・加入者等の氏名、住所、個人型管理資産額その他の加入者等に関わる事項の記録、保存及び通知 ・加入者が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関または国民年金基金連合会への通知 ・給付を受ける権利の裁定

加入手続について

「加入申出書」に必要事項をご記入の上、また必要とされる書類等も併せて弊社あてご提出ください。

毎月15日^{注1}

お申込締切日です。(弊社必着)

国民年金基金連合会で加入資格の確認を行います。「資格あり」と確認された場合は「個人型年金加入確認通知書」が送付されます。

翌月26日^{注2}

掛金の引落日です。

掛金引落日の14営業日以降^{注3}

商品の購入を行います。

注1：当該日が休業日の場合は前営業日となります。

注2：当該日が休業日の場合は翌営業日となります。

注3：年末年始12月29日から1月3日は国民年金基金連合会が休業日となるため営業日として数えません。

第2号被保険者の方は「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」のご提出が必要です。

【その他必要な書類等】

- 企業型年金に加入していた方 → 「個人別管理資産移換依頼書」
- 運営管理機関を変更する場合 → 「加入者等運営管理機関変更届」
- 障害基礎年金等を受給している方 → 「年金証書の写し又はそれに準ずる書類の写し」
- 国民年金法第89条第3号の施設に入所している方 → 「入所している施設の長の証明書」

弊社での申出書等の受入が16日以降の場合、もしくは15日までに受入れた書類の内容に不備等があった場合は、翌々月の26日に2ヶ月分の掛金がまとめて引落される場合があります。

手数料について

岡三のDCプランにご加入した場合、以下の手数料(消費税込)が必要となります。

手数料は平成24年4月1日現在のものです。今後、変更される可能性がありますのでご了承ください。

なお、★印の手数料については、平成24年10月1日から2,700円への引き上げが予定されています。

	合計	内 訳		
		国民年金基金連合会 事務手数料	岡三証券 登録・利用手数料	事務委託先金融機関 管理手数料
加入者 (掛金を拠出する方)	加入時 3,350円	★ 2,300円 ※1	1,050円 ※2	—
	毎月 ※3 520円	100円	357円	63円
運用指図者 (資産の運用のみ行う方)	移換時 ※4 2,300円	★ 2,300円	—	—
	毎月 ※5 420円	—	357円	63円
(加入者・運用指図者) 共通	給付時 ※6 420円	—	—	420円
加入者のみ	還付時 ※7 1,420円	1,000円	—	420円

※1 初回の掛金より引落しさせていただきます。

※2 掛金とは別に岡三証券にお支払ください。

※3 加入者の毎月の手数料は、掛金から引落しさせていただきますので、実際にお客様が運用される金額は「掛金から手数料を引いた金額」になります。

※4 企業型年金から個人型年金に資産が移換される場合を指し、手数料は移換金から引落されます。

※5 運用指図者の毎月分の手数料は、原則年1回、年金資産より控除させていただきます。

※6 給付金から引落しさせていただきます。

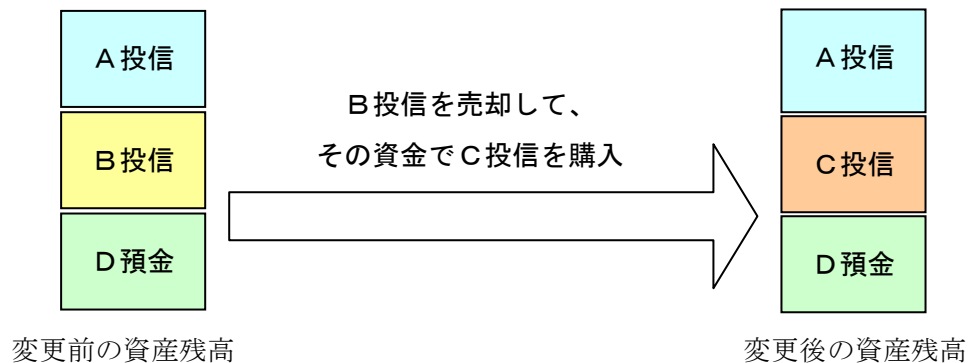
※7 還付とは納付された掛金が、「国民年金の保険料を納付していない月の分として拠出されたとき」、「加入者の資格を有しない者が拠出したとき」、等の場合に当該掛金に相当する額を加入者へ返還することをいい、手数料は還付金から引落しさせていただきます。

運用指図について

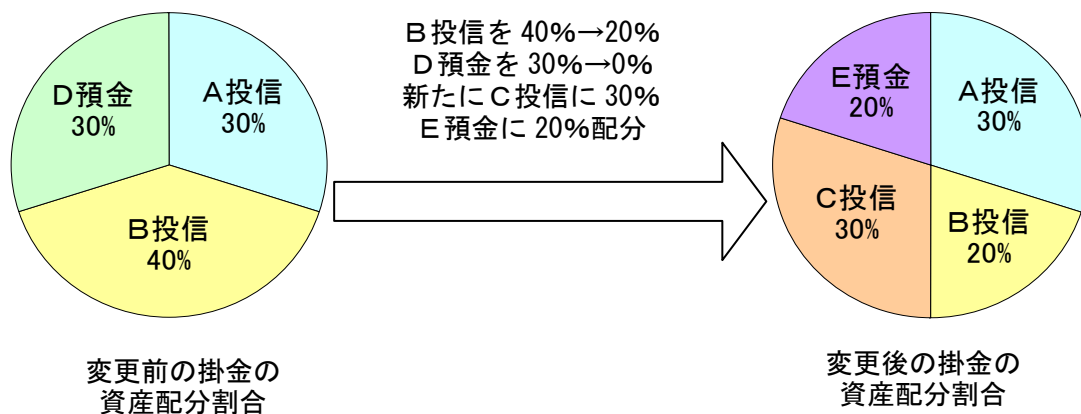
運用商品の選択については、まず加入時に岡三証券が提示する商品の中から選択していただきます。その後しばらく運用を続けていくうちに、運用の成績が芳しくない等の理由から、他の商品に変更したいというご要望が出てくることと思います。法律上、運営管理機関は加入者の方に対して少なくとも3ヶ月に1回は、運用商品の変更の機会を提供するよう義務付けられています。運用の指図は加入者の方が運営管理機関（記録関連運営管理機関＝日本レコード・キーピング・ネットワーク）に直接指示します。

運用商品を変更する場合、大きく分けて2つのケースがあります。

①運用商品預替…現在運用している商品を売却して、その資金で他の商品を購入する場合



②運用割合変更…月々の掛金で購入する商品の資産配分の割合を変更する場合



いずれの場合も手数料はかかりませんが、運用商品預替の場合、商品によっては解約控除等がかかることがありますので、ご注意ください。
運用指図はコールセンター、インターネット等で行うことができます。

各種サポートについて

① コールセンター

お客様の資産額評価の照会や運用商品の預替等を承ります。

フリーコール 00777-89-401 (ハヤク ヨンマルイチ) ※1

サービス内容		お取り扱い時間	
		自動音声応答※2	オペレーター対応※3
①	資産評価額照会	24時間	9:00~20:00
②	運用商品預替明細照会		
③	運用割合変更明細照会		
④	掛金額照会		
⑤	掛金額累計照会		
⑥	運用商品預替		
⑦	運用割合変更		
⑧	加入者情報FAXサービス		
⑨	制度概要、弊社サービス内容等照会		9:00~18:00

※1：上記フリーコールはIP電話・光電話及び携帯電話からはお掛けいただくことができません。

※2：自動音声応答は原則として24時間365日稼働いたします。ただし、毎週日曜日の早朝2:00~8:00にサービスを停止します。また年末年始(12月31日~1月3日)及び3連休等に連続した48時間の停止を予定しています。

※3：オペレーター対応は土・日曜日、法定休日、12月31日、1月2・3日は休日と致します。

② インターネット

上記コールセンター機能に加え、加入者教育、投資情報、シミュレーション等、様々なコンテンツをご用意しております。

岡三証券のホームページ <http://www.okasan.co.jp> から「確定拠出年金」をクリックしてください

確定拠出年金とは

導入の背景、制度概要等を説明いたします。

投資情報

加入者の方々が運用指図を行うにあたって、参考となる情報をご提供いたします。

シミュレーション

加入者の方々に様々なシミュレーションツールをご提供しています。

加入者専用情報

個々の加入者の残高照会や運用指図変更が行えます。

DC法検索サービス

確定拠出年金法の内容を検索できます。

用語解説

「年金制度関連」と「投資その他」に関する用語の解説をいたします。

メールマガジンの登録

確定拠出年金に関するトピックスを提供いたします。

資料請求

運用商品に関する資料や、各種変更届等を請求できます。



岡三のDCプラン[個人型] 運用商品ラインナップ

岡三のDCプランでは、以下の運用商品を選定いたしました。運用商品の選択にあたっては、弊社まで「資料請求」をいただき、商品内容を十分理解された上でお選びいただきますようお願い申し上げます。

商品コード	商品区分	カテゴリー分類	運用商品名	運用(商品提供)会社名
00021	元本確保型商品	定期預金	三井住友信託DC固定定期5年	三井住友信託銀行
00049	元本確保型商品	定期預金	三井住友信託DC変動定期5年	三井住友信託銀行
00094	元本確保型商品	定期預金	三菱UFJ信託銀行確定拠出年金専用定期預金「ベストテン」	三菱UFJ信託銀行
00075	元本確保型商品	保険商品	ニッセイ利率保証年金(5年保証・日々設定)	日本生命保険
00421	投資信託	国内株式パッシブ型	トピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント
00418	投資信託	国内株式パッシブ型	日本インデックス225DC ファンド	岡三アセットマネジメント
00419	投資信託	国内債券パッシブ型	DCニッセイ国内債券インデックス	ニッセイアセットマネジメント
00423	投資信託	海外株式パッシブ型	インベスコ MSCIコクサイ・インデックス・ファンド	インベスコ投信投資顧問
00844	投資信託	海外債券パッシブ型	DIAM外国債券インデックスファンド<DC年金>	DIAMアセットマネジメント
00416	投資信託	海外債券パッシブ型	PRU海外債券マーケット・パフォーマー	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン
00426	投資信託	グローバルバランスパッシブ型	DCマイセクション25	三井住友トラスト・アセットマネジメント
00429	投資信託	グローバルバランスパッシブ型	DCマイセクション50	三井住友トラスト・アセットマネジメント
00431	投資信託	グローバルバランスパッシブ型	DCマイセクション75	三井住友トラスト・アセットマネジメント
00417	投資信託	国内株式アクティブ型	フィデリティ・日本成長株・ファンド	フィデリティ投信
00989	投資信託	国内株式アクティブ型	ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド(確定拠出年金向け)	ラッセル・インベストメント
00815	投資信託	国内債券アクティブ型	三井住友・DC国内債券アクティブ	三井住友アセットマネジメント
00819	投資信託	海外株式アクティブ型	フィデリティ・グローバル・ファンド	フィデリティ投信
00820	投資信託	海外債券アクティブ型	三井住友・DC外国債券アクティブ	三井住友アセットマネジメント
01043	投資信託	海外債券アクティブ型	DCワールド・ソブリンインカム	岡三アセットマネジメント
00840	投資信託	グローバルバランスアクティブ型	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	ニッセイアセットマネジメント
00841	投資信託	グローバルバランスアクティブ型	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)	ニッセイアセットマネジメント
00843	投資信託	グローバルバランスアクティブ型	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)	ニッセイアセットマネジメント
01042	投資信託	代替投資アクティブ型	DCグローバル・リート・セレクション	岡三アセットマネジメント

(次ページへ)

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法(昭和23年法第25条)に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除(市場価格調整)を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本(払込保険料相当額)を下回ることがあります。

岡三のDCプラン[個人型] 運用商品ラインナップ

岡三のDCプランでは、以下の運用商品を選定いたしました。運用商品の選択にあたっては、弊社まで「資料請求」をいただき、商品内容を十分理解された上でお選びいただきますようお願い申し上げます。

(前ページより)

商品コード	商品区分	カテゴリ分類	運用商品名	運用(商品提供)会社名
01336	投資信託	海外株式 パッシブ型	DC新興国株式インデックス・オープン	三井住友トラスト・アセットマネジメント
01337	投資信託	海外債券 パッシブ型	DC新興国債券インデックス・オープン	三井住友トラスト・アセットマネジメント
01338	投資信託	国内株式 アクティブ型	ダイワ・ブラジル株式ファンド	大和証券投資信託委託
01335	投資信託	国内株式 アクティブ型	JFインド株アクティブ・オープン	JPモルガン・アセット・マネジメント
01341	投資信託	国内株式 アクティブ型	DCチャイナ・ロード	岡三アセットマネジメント

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法(昭和23年法第25条)に基づく開示資料ではありません。 ■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 ■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。 ■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除(市場価格調整)を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本(払込保険料相当額)を下回ることがあります。

岡三証券株式会社の勧誘方針

当社は、お客様への勧誘にあたりまして、以下の方針で臨ませていただきます。

1. 法令等を遵守することを最優先するとともに、お客さまのご意向と実情に沿った商品を提供するよう努めさせていただきます。
2. お客さまに商品の内容、取引の仕組及び投資リスクについてご理解いただけますよう適切な説明に努めさせていただきます。
3. お客さまの信頼の確保を第一義とし、お客様本位の勧誘に徹します。
4. お客さまがご迷惑となる時間帯における勧誘は行わないようにいたします。勧誘がご迷惑な時間を担当者にお申しつけくださいますようお願いいたします。
5. お客さまに対し適切な勧誘が行われますよう、役職員に十分な研修を行い、お客さまの信頼とご期待にお応えできるよう努めさせていただきます。
6. お客さまのご判断と責任においてお取引が行われますよう、お客さまに対して適切な情報の提供に努めさせていただきます。
7. お客さまへの勧誘方法またはお取引について、お気づきの点がございましたら、取扱店の店部長または本店業務監査部（電話 03-3275-9068）までご連絡をお願いいたします。

以上

その他の留意事項について

①「確定拠出年金・残高のお知らせ」について

個人別管理資産額等を毎年1回、日本レコード・キーピング・ネットワークより加入者の皆様にお知らせいたします。

②第2号加入者の届出

第2号加入者は、毎年1回、資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出なければならないこととされています。連合会から委託を受けた記録関連運営管理機関からお勤めの会社へ書類が送られてきますので、記入の上、提出するよう依頼してください。なお、期日までに提出しない場合、引き落としが停止されてしまいますのでご注意ください。

③給付について

【給付の種類】

事由に応じて以下の4種類があります。

- (1) 老齢給付(年金又は一時金)
- (2) 障害給付(年金又は一時金)
- (3) 死亡一時金
- (4) 脱退一時金

【年金給付の支給期間】

年金給付の支給期間は、受給権者が5年から20年の間で自由に選択できます。なお、支給期間については、お申し出になられた月の翌月から起算されます。

【年金給付の支給回数】

年金給付の支給回数は、次の中から選択できます。

- (1) 年1回の場合…12月
- (2) 年2回の場合…6月及び12月
- (3) 年3回の場合…4月、8月及び12月
- (4) 年4回の場合…3月、6月、9月及び12月
- (5) 年6回の場合…2月、4月、6月、8月、10月及び12月
- (6) 年12回の場合…毎月

【年金給付の額】

(1)年金給付の額(年額)

お申し出になられた支給期間、及び個人別管理資産額に基づき算定されます。

(2)各支給期月に支給する年金給付の額(1回当たり)

各年金給付年度の額を年間支給回数にて按分した額となります。

※具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

【老齢給付金・障害給付金の支給方法】

老齢給付金・障害給付金は、年金または一時金として受け取ることができます。

一時金として受け取る場合は、以下のとおりとなります。ただし、本請求は1回に限られます。

(1)給付の裁定請求と同時に一時金の請求をする場合は、一時金の支給割合を受給権者が自由に選択できます。
(各運用商品ごとに選択いただきます)

※具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

(2)年金給付の支給開始後5年を経過した以後の日により一時金の請求をお申し出になられたときは、お申し出日の属する月の末日における個人別管理資産額の全額を受け取ることができます。

【年金給付額の変更】

(1)老齢給付金(年金給付)の受給権者は、個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、1回に限りその額の算定方法を変更することができます。

(2)障害給付金(年金給付)の受給権者は、5年毎に給付の額の算定方法を変更できます。また、個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、その額の算定方法を変更することができます。

※具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

③その他

本記載内容は平成24年5月1日現在の内容で記載されております。今後変更になる可能性がありますのでお含み置きください。

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。

また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。